

防府市福祉援護団体育成費補助金交付要綱

平成11年7月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、心身障害者(児)の福祉の向上を図るため防府市障害福祉団体連合会(以下「連合会」という。)に交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、予算の範囲内において決定する。

(助成金の交付申請)

第3条 連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市福祉援護団体育成費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 予算書

(2) 事業計画書

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、防府市福祉援護団体育成費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の交付の決定を通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 前条の規定により通知を受けた連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により連合会の提出する適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に補助金を連合会に支払うものとする。

(実績報告)

第6条 連合会は、年度終了後遅滞なく防府市福祉援護団体育成費補助金実績報告書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業報告書

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

防府市福祉援護団体育成費補助金交付申請書

(宛先)防府市長

申請者 団体名

代表者名

防府市福祉援護団体育成費補助金交付要綱第 3 条の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

申請額

添付書類

- 1 予算書
- 2 事業計画書

第2号様式

年 月 日

防府市長

防府市福祉援護団体育成費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市福祉援護団体育成費補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので、通知します。

補助金交付額 金

第3号様式

年 月 日

防府市福祉援護団体育成費補助金実績報告書

(宛先)防府市長

団体名

代表者名

防府市福祉援護団体育成費補助金交付要綱第6条の規定により、
次のとおり関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 収支決算書
- 2 事業報告書